

北米調査		欧州調査				
アメリカ		カナダ	E C			
公 的 機 関		<p>カナダ環境省 (基準) ・処理対象は2 ppm以上。 ・0.5ppmへの引き下げを検討中 (処理基準の基本的な考え方は、技術的に可能なレベルとすること) ・容器処理の基準は10 µg /100cm²、2.5 µg /100cm²にしようとした経緯あり(州政府の反対) (処理方法) [高濃度P C B廃棄物] ・焼却処理(国内に1施設のみ) ・容器は、洗浄してリサイクル。 [低濃度P C B廃棄物] ・再生処理の可能な化学処理(移動式が多い) ・低濃度P C B廃棄物は適正管理されていない場合が多く、環境リスクの観点から問題意識。 (公的関与) ・焼却処理施設は州政府と民間企業が1:1で出資し設置(立地困難のため)(現在は、州政府100%) ・州の電力会社系子会社が多い。</p>	<p>E C環境局 (基準)・1996年のE C指令(Directive 96/59/EC)による。 ・処理対象は50ppm以上。 ・5 L以上のP C B使用機器について目録作成、2010年までに処理(50~500ppmのトランスは、適切に使用できる間は使用継続可)。 ・各国により指令より厳しい規制が可能。 (処理方法)[高濃度P C B廃棄物]・トランスは、抜油、溶剤洗浄によるP C B除去、容器等の金属類はリサイクル、P C B油及び含浸性部材は焼却処理が一般的。 ・コンデンサ等その他のP C B廃棄物は、焼却処理が一般的(ドイツ:一部岩塩鉱山保管)。 [低濃度P C B廃棄物]・焼却処理の他、再利用のため脱塩素化分解による化学処理。 ・化学処理の対象は、10000ppm以下(コスト上の制約)。 (処理状況)・ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、フィンランド、デンマーク等で焼却処理が広く行われる。 ・スペイン、ポルトガル等焼却処理施設がない国は、抜油、洗浄し、P C B油と洗いきれない部材を他国に輸出。 ・東欧も焼却処理施設なく、輸出。 ・フランスは最大の受け入れ国 ・ドイツ、オランダ、ベルギー等も受け入れ ・アフリカ諸国、アルゼンチン、ペルー、タイ等からも受け入れ。 (公的関与)・基本的には民間。 ・オランダ、ルクセンブルクには、保管者が処理を行う場合や家電製品用のP C B製品の回収に公的支援あり。</p>			
			フランス	ベルギー	ドイツ	スウェーデン
民 間 企 業	<p>SD Myers ・脱塩素化分解処理(10000ppm以下を処理対象) ・移動式 ・処理済油はトランス油として再生利用 ・米国におけるP C B処理マーケットシェアは50%以上。</p>	<p>Kinectrics ・オンタリオ州電力会社の研究開発部門が分離独立したもの(2002.8.2) ・脱塩素化分解処理(基本的に7000ppm以下を処理対象) ・含浸部材、非含浸部材は系列を分けて処理。 ・3段階の濃度(5000ppm、500ppm、0.1ppm)の溶剤で洗浄(溶剤中にP C Bを抽出) Powertech Labs Inc. ・B C州電力会社の研究開発部門が分離独立(1980) ・脱塩素化分解処理(5000ppm以下を処理対象) ・安定器、コンデンサ等の破砕物(破砕は外部委託)処理可。</p>	<p>Daffos & Baudasee ・脱塩素化分解処理(10000ppm以下を処理対象) ・フランス唯一の化学処理施設 ・処理基準50ppmに対して処理目標2 ppm(変動があるため) ・公的支援なし。</p>	<p>SITA ・洗浄処理+焼却処理 ・ベルギー唯一のP C B処理施設。 ・金属回収 ・P C B、含浸部材は焼却処理。</p>	<p>ABB ・トランスの洗浄処理 ・処理基準50ppmに対して処理目標2 ppm。 ・ベルギー、オランダ、ペルー、メキシコ、タイなどから受け入れ(ドイツ国内の処理はほぼ了)。 ・P C B、含浸部材は焼却処理(払い出し)。</p>	

カナダ

火災事故:約50百万ドル(汚染除去に数ヶ月、地域住民緊急避難に2週間、地域住民の健康管理モニタリングを3年、環境モニタリングを数ヶ月実施)
P C B漏洩による土壌・地下水汚染:数十億ドル(土壌、地下水汚染の除去に数年)

ベルギー

食肉汚染: E Cによれば、経済的な評価として、直接被害約10億ユーロ、間接被害も含め約30億ユーロ。汚染に伴うベルギー政府の直接の支出額186百万ユーロ(関係国、関係者への補償、分析、廃棄物処理)